

要配慮者利用施設の避難確保について

【経緯】

- **水防法改正前**においては、社会福祉施設、学校、医療施設等の施設（要配慮者利用施設）の管理者等には、避難確保計画の作成、これに基づく避難訓練の実施及び自衛水防組織の設置が**努力義務**として課せられていた。
- 平成28年8月の台風10号による豪雨災害では、社会福祉施設が浸水し死亡者が生じるなど、水害リスクの高い区域に存する要配慮者利用施設における対策の重要性が改めて認識されたところ。
- このような背景から、平成29年に**水防法が改正**となり、これまで努力義務とされていた避難確保計画の作成等が**義務化**となり、要配慮者利用施設の安全性の向上が図られることとなった。

○管理者等による避難確保計画策定等の義務化

	避難確保計画の策定	計画に基づく避難訓練の実施	自衛水防組織の設置
水防法改正前	努力義務	努力義務	努力義務
改正後	↓ 義務	↓ 義務	努力義務 施設の規模が様々であり義務化によって過重な負担となる恐れがあるため。

- 担保措置を創設**
- ・ 計画を作成しない施設管理者等に対して市町村長が必要な指示を行う。
 - ・ 指示に従わない時はその旨を公表

○宮城県内の要配慮者利用施設の避難確保計画作成状況

作成済施設数 / 作成が必要な施設数 = **23%** (平成29年度末時点)

○これまでの取組と今後の予定

- 県では、これまで、土木事務所の管轄区域ごとの避難確保計画の作成に関する説明会や、施設管理者向けの実践的なワークショップを実施。



しかしながら、**未だ作成率が低い状況**にある。



平成30年度の宮城県の取組

- 10月～3月 庁内関係部局（教育庁・保健福祉部・総務部・土木部）と連携し、**市町村や要配慮者利用施設へのヒアリング**により現状・課題を把握し、その結果を踏まえ、**講習会や個別指導**を実施して作成促進を支援していく予定。